重　要　事　項　説　明　書

げんき保育園　西宮北口園

重　要　事　項　説　明　書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第１　事業者

事業者名称	株式会社エアフォルク
主たる事務所の所在地	大阪府東大阪市足代１－１４－３　二条ビル１０８
法人種別	株式会社
代表者職氏名	代表取締役　中村成伸
電話番号	０６－６２２４－４２７７

第２　事業の概要

事業の種類	小規模保育事業			
事業所の名称	げんき保育園　西宮北口園			
事業所の所在地	西宮市丸橋町８番１０６　エスクイーナ西宮北口１Ｆ			
電話番号・ＦＡＸ	電　話・FAX　０７９８－５２－２０１１			
管理者(施設長)氏名	竹内　千雅			
利用定員	０歳児	１歳児	２歳児	計
	0～3 人	0～19 人	0～19 人	最大１９人

第３　事業の目的・運営方針

当事業者は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

（1）当事業所は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
（2）当事業所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
（3）当事業所は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

第４　施設・設備等の概要

（1）施設

施　　設	構　　造	鉄骨造３階建ての１階
	延 床 面 積	８６．９４㎡

（2）主な設備

設　備	居　室　数	備　　考
乳　児　室	1室	
ほ ふ く 室	1室	
保　育　室	1室	
事　務　室	1室	
調　理　室	1室	
設備の種類		・AED　・幼児用トイレ　・沐浴　・幼児用手洗い
屋外遊戯場（園庭）		屋外遊戯場　６５６㎡（代替場所　　能登公園）

第５　連携施設

当事業所では、下表のとおり連携施設を設定しています。

連 携 施 設 の 種 類	保育所
連 携 施 設 の 名 称	芦原むつみ保育所
連 携 協 力 の 概 要	集団保育、保育に関する相談・助言、代替保育

第６　職員の配置状況

職　種	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	1	1	－	
保育士	6	6	1	うち１名育児休暇中
調理員	3	2	1	
嘱託医	2	－	2	小児科医・歯科医
事務員	1		1	

第７　職員の勤務体制

職　種	勤　務　体　制	備　　考
施設長	７：３０　～　１９：３０	そのうち９時間
保育士	早番　７：３０　～　１６：３０ 日勤　８：３０　～　１７：３０ ９：００　～　１８：００ ９：３０　～　１８：３０ 遅番　１０：３０　～　１９：３０	延長保育の有無により、遅番の時間が変更になる場合がある
調理員	８：３０　～　１７：３０	

※　ローテーションにより、各保育士及び保育従事者の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※　職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第８　保育を提供する日、時間

開所曜日		月・火・水・木・金・土　（祝日を除く）
原則時間	平日	８：３０　～　１６：３０
	土曜日	８：３０　～　１２：００
開所時間 （延長保育）	平日	７：３０　～　１８：３０（～１９：３０）
	土曜日	７：３０　～　１８：３０（～１９：３０）
保育短時間認定に係る保育時間		８：３０　～　１６：３０
保育標準時間認定に係る保育時間		７：３０　～　１８：３０

※　12 月 29 日から 1 月 3 日は休所日となります。

第９　提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針（平成 29.3.31 年厚生労働省告示第 117 号）に基づき、利用児童の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

（1）　当事業所の保育理念

子ども・保護者・地域・保育者みんなで感動を分かち合い笑顔と元気が溢れる園を目指します

（2）　当事業所の保育の目標

・心身ともにたくましく素直で元気な子ども

・友達と仲良く遊び思いやりのある子ども

・個性豊かで自分で考えて行動ができる子ども

（3）　当事業所の保育方針

・安定した生活リズムを確立し、自我の芽生えを助ける

・心も身体も沢山使って遊ぶ楽しさの中で、自立心・社会性・協調性を育む

・様々な体験を通し、自然な形で興味や好奇心を育む

（4）　一日の流れ

時間	活　　動		
	0歳児	1歳児	2歳児
7：30	順次登園	順次登園	順次登園
	身支度・自由遊び	身支度・自由遊び	身支度・自由遊び
9：15	おむつ替え	排泄・手洗い	排泄・手洗い
9：45	おやつ・授乳	おやつ	おやつ
10：00	室内・戸外遊び	室内・戸外遊び	室内・戸外遊び
10：50	片付け		
	おむつ替え	片付け	
	食事の準備・食事	排泄・手洗い	片付け
		食事の準備・食事	排泄・手洗い
			食事の準備・食事
	おむつ替え		
	午睡	排泄	うがい
		午睡	排泄
			午睡
15：00	起床	起床	起床
	おむつ替え	排泄・手洗い	排泄・手洗い
	おやつ・検温	おやつ・検温	おやつ・検温
	降園準備	降園準備	降園準備
16：30~	順次降園	順次降園	順次降園

（5）　年間行事計画

月	行　　事
4月	・入園式　・進級式
5月	・定期健康診断
6月	・親子ふれあい保育参観
7月	・七夕祭り　・夏まつり
8月	
9月	・おやつ散歩
１０月	・親子ふれあい運動会
１１月	・定期健康診断　・歯科検診　・懇談会
１２月	・クリスマス会
1月	・正月あそび
2月	・節分
3月	・ひなまつり　・お別れ会　・お別れ遠足　・入園説明会

※　誕生会・身体測定・避難訓練は随時実施します

（6）　給食の提供

提供方法　　自園調理

アレルギー対応状況　　除去食及び代替食にて対応　　食物アレルギー対応マニュアル有り

（7）　その他の事業の実施状況

英語あそび

リズムあそび

第１０　利用料金

（1）保育にかかる利用者負担額

支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額をお支払いいただきます。

※住民税非課税世帯は市町村に申請の後に保育料無償化の対象となります。

※月の途中入園、また非常災害時に休園やお休みをされた際は日割り計算になる場合もございます。

（2）延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、事業者が定める延長保育料をお支払いただきます。

1 時間　　月額 2,900 円　　日額 300 円

2 時間　　月額 5,900 円　　日額 600 円

3 時間　　月額 8,800 円　　日額 900 円

（3）保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

（1）・（2）に掲げる費用のほか、以下の費用をお支払いいただきます。

項　目	内容，負担を求める理由及び目的	金　額
制服に係る費用	帽子代	５００円
寝具リース代		月額３００円
保険代		年額２１０円

第１１　利用の終了に関する事項

入所児童が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

（1）入所児童が満 3 歳に到達して最初の 3 月 31 日を迎えたとき

（2）利用乳幼児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき

（3）その他、当事業所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第１２　嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

（1）小児科

医療機関の名称	おかもとこどもクリニック
医師名	岡本　泰明
所在地	〒662－0866　西宮市柳本町８－３６
電話番号	0798-61-2747

（2）歯科

医療機関の名称	西宮北口歯科口腔外科
医師名	児玉　秀樹
所在地	〒663-8035 西宮市北口町 1-2-アクタ西宮東館１Ｆ
電話番号	0798-65-1971

第１３　緊急時等の対応方法

入所児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又は主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当事業所が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

第１４　非常災害対策

建物の耐火構造	鉄筋コンクリート造　耐火建築物
主な設備	１階　36.17 ㎡
防災設備	・自動火災報知機　有　・誘導灯　有 ・ガス漏れ報知機　有　・非常警報装置　有 ・非常用電源　無　・スプリンクラー　有 ・その他，カーテン，敷物，建具等の防炎処理　有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は，毎月１回以上実施します。

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月１回以上、避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

※災害時の開園状況等は、LINE@・園のブログ・災害用伝言ダイヤルにてお知らせします。

※当園では月に一度、火災・地震・不審者侵入などを想定した避難訓練を実施しています。もしもの時に備えて、保育中の対応策と安全管理に努めています

※非常災害時の避難場所は能登グランド
※非常水災害時の避難場所は広田小学校となります。
※上記避難所までは徒歩で移動します。

台風接近等に伴う対応について

【通常の気象警報が発令された場合（大雨・暴風警報など）】

〇通常の気象警報であれば開所することとしますが、子供を連れての登降所は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。

〇状況によっては保育所からお迎えをお願いする場合があります。すぐに来られる体制を取っておいてください。

・公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。

また、「特別警報」が発令された場合、通常の気象情報とは異なる対応となります。

【西宮市に「特別警報」等が発令された場合】

〇 午前７時現在で「特別警報」が本市に発令された場合は「休所」とします。
また、「特別警報」が解除された場合でも当日は「休所」とします。

〇 午前７時現在、「高齢者等避難」（警戒レベル３）や、「避難指示」（警戒レベル４）、「緊急安全確保」（警戒レベル５）が該当地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「家庭での保育」とします。

〇 午前７時以降に「特別警報」や、「高齢者等避難」（警戒レベル３）や、「避難指示」（警戒レベル４）、「緊急安全確保」（警戒レベル５）が該当地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、LINE公式アカウントやメール配信、掲示等にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いします。速やかにお迎えに来てください。

〇 電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場は「休園」とします。

◆「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する新しい防災情報です。

◆「特別警報」が発令された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

【補足】

避難情報（警戒レベル）については、西宮市防災ポータルより、ご確認ください。

気象庁, Yahoo などで示される警戒レベル相当はあくまで目安です。市からの情報をご確認くださいますようお願いいたします。

第１５　防犯、事故防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の安全を確保するため、防犯、事故防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

第１６　虐待の防止のための措置

当園では、虐待対応マニュアルを整備し、職員に対する研修を実施しています。

当園の職員は、次に掲げる行為その他子どもの心身に有害な影響を及ぼす行為を決して行いません。

（1）子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

（2）子どもにわいせつな行為をすること又は子どもにわいせつな行為をさせること。

（3）子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の子どもによる前２号又は次号に掲げる行為の放置その他の職員としての業務を著しく怠ること。

（4）子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

・保育所は「児童虐待の防止等に関する法律」第５条および第６条により、虐待を受けたと思われるような傷やあざ等があった場合は虐待の通告義務があります。

保護者のしつけと称した体罰も虐待にあたりますのでご留意ください。

．児童虐待防止のための措置

・「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育所は重要な役割を担っています。子供のしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子供の心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。

その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、保育所は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

【定義と種別】　（児童虐待の防止等に関する法律で規定）

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰　　等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。
性的虐待	子供への性的行為、性器や性的行為を見せる、子供への過剰なスキンシップ　　等
ネグレクト	家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、 自動車（自転車）に放置する、子供を残して外出する、保育所に理由なく行かせない、 治療や処置が必要だが受診させない、子供の安全への配慮を怠る（ケガが絶えない）　等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、 子供の面前で行われるＤＶ（暴言暴力）　　等

・当保育所は、子供の人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています

第１７　苦情等の受付につい

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

相談・苦情受付担当者	事務長　山崎幹夫 電話番号　０７９８－６１－３２６６	
相談・苦情解決責任者	株式会社エアフォルク　苦情相談窓口　中村成伸 電話番号　０６－６２２４－４２７７	
受付方法	面談・文書・電話などの方法で受け付けています。	
第三者委員	楠本　敬子	電話番号　072-999-7704 ＮＰＯ法人コミュニティワーク理事長
第三者委員	恵比須　一郎	電話番号　06-6727-7765 えびすや（二条通商店街会長）

※　当園では，上記のほか，園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※　苦情解決の実績などはホームページに記載しています。

※　1. 公表　　施設内に掲示　通知文等を配布　施設ホームページに掲載
　　2. 周知方法　施設内に掲示　通知文等を配布　施設ホームページに掲載
　　3. 守秘義務　苦情処理担当者は、業務上知り得た内容を正当な理由なく他に漏らしてはいけない。

第１８　利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では，以下の保険に加入していただきます。

保険の種類	賠償責任保険（三井住友海上火災保険株式会社） 災害共済給付制度(独立行政法人日本スポーツ振興センター)
保険の内容	賠償責任保険，傷害保険
保険金額（補償限度額）	賠償　10 億円　死亡見舞金　3,000 万円 傷害見舞金　4,000 万円 医療費　医療保険並みの療養に要する費用 4/10

※詳しくは，別途配布する「保険のしおり」「災害共済給付制度」を御確認ください。

第１９　その他留意していただきたいこと

喫　　煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動，政治活動，営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

※この重要事項説明書の内容は、令和5年4月よりの情報です。
変更がありましたら随時更新させていただきます。